

確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案の概要

I 改正趣旨

本政令案は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、月単位となっている確定拠出年金の掛金の拠出について、年単位等での拠出を認めることに係る規定等の整備を行うものである。

II 改正内容

(1) 確定拠出年金法施行令（平成 13 年政令第 248 号）の一部改正

① 年単位化に伴う拠出の方法を規定

掛金の拠出については、加入者期間の計算の基礎となる期間について拠出することとし、現行制度との連続性を保つ観点から、12 月から翌年 11 月までの 12 月間（この間においてその資格を取得した場合にあってはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間）を単位として拠出することができることとする。ただし、規約で定めるところにより、当該 12 月間を区分した期間ごとに拠出することができることとする。

② 年単位化に伴う拠出限度額の規定の改正

拠出限度額の算出方法は、企業型 DC・個人型 DC ごとに、各月における拠出限度額（個人型 DC において、国民年金法の保険料の納付が行われていない月にあっては、その月は 0 円として計算）を積み上げたもの（その前に区分した期間に係る拠出がある場合は、前の区分した期間に係る掛金の額を控除した額）とし、使い残した拠出限度額は繰り越すこととする。また、一度加入者資格を喪失し再び加入者資格を取得した場合（企業型 DC では元の企業型年金の加入者資格を取得した場合）、加入者資格喪失前の使い残した拠出限度額を繰り越すこととする。

③ 年単位化に伴う企業型 DC に係る掛金の納付期限日の設定

企業型 DC の掛金は、企業型年金規約で定める日（以下「納付期限日」という。）までに納付することとされるが、納付期限日は、拠出する期間の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した場合にあっては、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日）とする。

なお、納付期限日までに掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、納付期限日を延長することができることとする。

④ その他所要の改正を行う。

(2) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）の一部改正（第 2 条関係）

① 存続厚生年金基金の実施事業主が企業型 DC を実施している場合の拠出限度額について、確定拠出年金法施行令の一部改正と同様に改正する。

② その他所要の改正を行う。

(3) 確定拠出年金の掛金の拠出規制単位の年単位化に伴い、所要の経過措置を講ずる。

Ⅲ 根拠法令

・改正法による改正後の確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 3 条第 3 項第 12 号、第 4 条第 1 項第 8 号、第 19 条第 1 項及び第 3 項、第 20 条、第 56 条第 1 項第 5 号、第 68 条及び第 69 条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条第 4 項及び第 153 条

Ⅳ 施行期日

公布日：平成 29 年 1 月中旬（予定）

施行日：平成 30 年 1 月 1 日